

工事現場における施工体制点検マニュアル

1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備を的確に行うためには、適正な施工体制を確保することが重要である。

本マニュアルは、福島県が発注する工事について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものである。

2 対象工事

請負金額が500万円以上の請負工事

3 点検実施者

監督員（必要に応じて担当課長等）

4 点検項目

「工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト」（別紙ー1①～②）（以下「チェックリスト」という）の点検項目

(1) 施工体制一般

- 現場施工体制、○施工体制台帳、○施工体系図、○建設業許可標識、
- 建設業退職金共済制度等

(2) 一括下請負

- 元請負人の実質関与

(3) 配置技術者

- 現場代理人の常駐等、○主任技術者（監理技術者）の専任制、
- 専門技術者の配置、○作業主任者の選任

5 点検結果

(1) 処分事項（チェックリストの【法令遵守該当項目】）

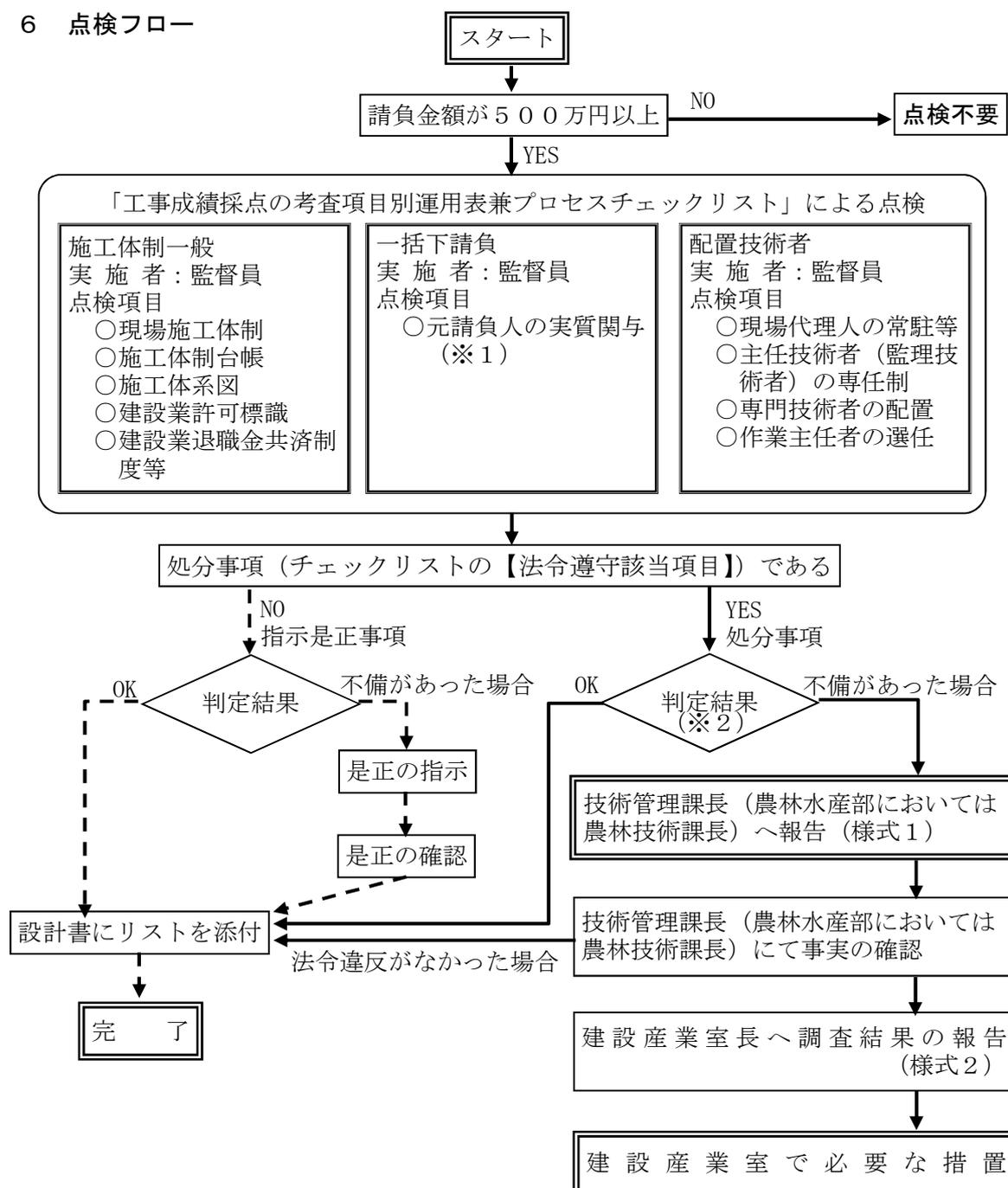
判定結果が「不備があった」と判定された場合は、様式1にチェックリストの写しを添えて速やかに技術管理課長（農林水産部においては農林技術課長）に報告する。

報告を受けた技術管理課長（農林水産部においては農林技術課長）は、事実の確認を行い、その結果を様式2により速やかに土木部建設産業室長に報告するものとする。

(2) 指示是正事項（チェックリストの【法令遵守該当項目】以外の項目）

判定結果が「不備があった」と判定された場合は、是正の指示を行い、是正状況を確認する。

6 点検フロー



※1 元請負人の実質関与について

- 元請負人の実質関与の点検は、主任技術者（監理技術者）からの聞き取りにて行い、工事日報、打ち合わせ記録簿、野帳等により確認すること。

※2 処分事項の判定結果について

- 監督員による点検の結果、不備がある、または不備の疑いがある場合は、速やかに当該工事の担当課長等へ報告し、必要に応じて担当課長等が確認を行い判定結果を出すこと。
- 主任技術者（監理技術者）専任の点検については、2回目の不在が確認された段階で当該工事の担当課長等に報告し、必要に応じて担当課長等が確認を行い判定結果を出すこと。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1① #VALUE!

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)			
1. 施工体制	I. 施工体制 一 般 総合判定 a	a, b, c, d	○	1. 施工計画書が工事着手前に提出された。				
			○	2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。		H . . .	H . . .	H . . .
			○	3. 「施工体制台帳の写し」を福島県元請・下請関係適正化指導要綱に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の7 建設業法施行規則第14条の2~7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第10、第11	H . . .	H . . .	H . . .
			○	4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。		H . . .	H . . .	H . . .
			○	5. 「建設業許可」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」及び「労災保険加入」の標識が現場に掲示されていた。	建設業法第40条、建退共制度、入札契約適正化指針4(4)ハ、労働者災害補償保険法施行規則第49条	H . . .	H . . .	H . . .
			○	6. 「施工体系図」または「元請・下請関係者一覧表」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。	建設業法第24条の7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第9	H . . .	H . . .	H . . .
			○	7. 元請負人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の4 元下要綱第5	H . . .	H . . .	H . . .
			○	8. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われていた。	入札契約適正化指針4(4)ハ	H . . .	H . . .	H . . .
			○	9. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。	現場代理人の常駐義務の緩和措置	H . . .	H . . .	H . . .
	c判定	—	10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。					
	d判定	—	11. 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。					
	e判定	—	12. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。					
		—	13. 「評価対象項目」のうち、3、7のいずれかが×である。					
		—	14. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第9	H . . .	H . . .	H . . .	
		—	15. 施工体制台帳(下請通知書)及び施工体系図(元請・下請関係者一覧表)に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 元下要綱第9	H . . .	H . . .	H . . .	
		—	16. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】	建設業法第22条 入札契約適正化法第12条 元下要綱第3 工事請負契約約款第6条	H . . .	H . . .	H . . .	
			—	17. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。				

該当項目が90%程度以上
a(施工体制が適切である)
該当項目が80%~90%程度以上
b(施工体制がほぼ適切である)
該当項目が60%~80%程度 又は
c判定項目に該当する場合
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%程度未満 又は
d判定項目に該当する場合
d(施工体制がやや不備である)
e判定項目に該当する場合
e(施工体制が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合には
c評価以下とする。

9 / 9 = 100%

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1② #VALUE!

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)				
1. 施工体制	Ⅱ. 現場代理人及び配置技術者 総合判定 a	a, b, c, d 判定 a 100%	○	1. 施工計画書に配置技術者等に関する具体的な内容が記載されていた。					
			○	2. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。	労働安全衛生法第14条	H . . .	H . . .	H . . .	
			○	3. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			○	4. 現場代理人は、工事全体の把握ができていた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			○	5. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			○	6. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			○	7. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。					
			○	8. 現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っていた。					
			○	9. 施工にあたり、書面により創意工夫又は提案を行って工事を進めていた。					
			○	10. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			○	11. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。					
			c判定	—	12. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
			d判定	—	13. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
			e判定	—	14. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】	契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .
	—	15. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .			
	—	16. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】	監理技術者制度運用マニュアル二-四(3)	H . . .	H . . .	H . . .			
	—	17. 監理技術者が所持しなければならない監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条	H . . .	H . . .	H . . .			
	—	18. 専門技術者が配置されていなかった。※専門技術者の必要のない工事は対象外【法令遵守該当項目】	建設業法第26条の2 契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .			
	—	19. 現場代理人及び配置技術者の工事に対する理解度及び施工管理能力が低く、監督員の指導を必要とした。							
	—	20. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。							

該当項目が90%程度以上
a(技術者が適切に配置されている)
該当項目が80%~90%程度
b(技術者がほぼ適切に配置されている)
該当項目が60%~80%程度 又は
c判定項目に該当がある場合
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%程度未満 又は
d判定項目に該当がある場合
d(技術者の配置がやや不備である)
e判定項目に該当がある場合
e(技術者の配置が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合
はc評価以下とする。

11 / 11 =100%

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

様式 1

第 号
年 月 日

技術管理課長（農林技術課長） 様

発注機関の長

施工体制点検結果の報告について（報告）

このことについて、下記点検項目の点検結果に不備がありましたので報告します。

記

工 事 番 号	
工 事 場 所	
工 事 名	
請 負 金 額	
工 期	
受 注 者	
点検項目及び 不備内容	

様式 2

第 号
年 月 日

建設産業室長 様

技術管理課長（農林技術課長）

施工体制点検結果の報告について（報告）

このことについて、下記の事実が確認されましたので報告します。

記

発注機関	
工事番号	
工事場所	
工事名	
請負金額	
工期	
受注者	
違反内容	
確認者名	

施工体制台帳 確認事項

(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか。(建設業法施行規則第14条の2)

確認事項	備考
・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類	
・建設工事の名称、内容及び工期	
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地。	
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し)	
・監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別	
・作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された発注者への通知書の写し)	
・監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格	
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類	
・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期	
・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日	
・作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した下請人に対する通知書の写し)	
・下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し)	
・下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別	
・下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格	
・1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地	

(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか。(建設業法施行規則第14条の2第2項)

確認事項	備考
1) 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し(公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)	
・下請契約書に法第19条にある全ての事項がふくまれているか	
① 工事内容	
② 請負代金の額	
③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	
④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法	
⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	

⑧	工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑨	注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
⑩	注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し	
⑪	工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法	
⑫	工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
⑬	各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑭	契約に関する紛争の解決方法	
⑮	「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 第5)	

2)	全ての再下請通知書	
	・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。	
①	下請負人の商号、名称、住所、許可番号	
②	下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称	
③	再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類	
④	下請負人が再下請負人と締結した請負契約について	
	・工事の名称、内容、工期	
	・請負契約を締結した年月日	
	・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し)	
	・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し)	
	・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か	
	・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格	
3)	監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し(監理技術者資格者証の写し)	
4)	監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し)	
5)	監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し	
6)	一次下請契約を締結するときは、社会保険に加入しているか否か、未加入の場合は、理由書を確認し、社会保険加入の指導を行うとともに、完了届時に再度加入状況を確認の上、未加入のままの場合は、理由書の写しをもって入札監理課へ報告 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 第9、第14)	